

一般社団法人 KCS 会員規約

第1条 (目的)

この規約は、会員活動の円滑化を図り、会員の利益を守るために定める。

第2条 (会員活動基本方針)

1. 情報収集
2. 自己研鑽
3. 社会貢献
4. 業界貢献

第3条 (会員種別の定義及び更新条件)

1. カイロプラクター準会員

登録条件：WHO ガイドライン準拠のカイロプラクティック教育機関を卒業または在籍中

更新条件：入会日より1年以内に「入会セミナー」を受講

2. カイロプラクター正会員

登録条件：WHO ガイドライン準拠のカイロプラクティック教育機関を卒業または在籍中でベーシックセミナーにおけるベーシック修了試験に合格し、当会の推薦する組合へ加盟していること。

更新条件：ベーシックコースおよびKCS ミーティングの年間出席率50%以上で、カイロプラクター正会員登録後継続して1年以内にベーシックセミナーを再受講し、当会の推薦する組合へ加盟していること。

3. セラピスト準会員

登録条件：国内ローカルプログラム卒業（見込み）

更新条件：入会日より1年以内に「入会セミナー」を受講

4. セラピスト正会員

登録条件：WHO ガイドライン準拠のマイオセラピスト教育課程を修了または在籍中で、ベーシックセミナーにおけるベーシック修了試験に合格し、当会の推薦する組合へ加盟していること。

更新条件：ベーシックコースおよびKCS ミーティングの年間出席率50%以上で、セラピスト正会員登録後継続して1年以内にベーシックセミナーを再受講し、当会の推薦する組合へ加盟していること。

第4条 (入会金及び登録料)

第3条1～4の会員種別については入会金及び正会員登録料は、以下のとおりとする。

- ・ 入会金：税別 118,000 円、税込 127,440 円
- ・ カイロプラクター準会員登録料、セラピスト準会員登録料：なし
- ・ カイロプラクター正会員、セラピスト正会員登録料：税別 20,000 円、税込 21,600 円

第5条 (年会費)

第3条1～4の会員種別に対しては、年会費 12,960 円（税込）とする。

第6条 (会員更新)

1. 本会員は第3条に定めた更新条件を満たした場合、会員更新を行うことができる。
2. 第3条1～4の種別の会員は本会の定めた期限内に年会費とカイロ保険料の納入を行わな

ればならない。

3. カイロプラクター正会員が更新条件を満たせなかった場合は、カイロプラクター準会員として会員更新を行うことが出来る。
4. セラピスト正会員が更新条件を満たせなかった場合は、セラピスト準会員として会員更新を行うことが出来る。

第7条（会員の義務）

1. 本会員は本会の開催する講習会、セミナー、会員行事等に積極的に参加しなければならない。
2. 本会員は、セミナーで学んだ知識や技術を正しく理解認識し、基本に忠実に施術を行わなければならない。
3. 本会員が技術を他に指導する場合、本会理事会の承認を得て行わなければならない。
4. 第3条1～4の種別の会員は本会の定めるカイロ保険に加入しなければならない。
5. 本会員は、第2条の会員活動基本方針及び法令を遵守する。
6. 理事会の許可なく、業界他団体への登録及び他団体の主催するセミナー、イベントへの参加を禁ずる。

第8条（技術者名称）

第3条1～4の種別の会員に対し、技術取得状況により本会の定める「技術者名称」を付与する。技術者名称規定は別に定める。

第9条（利益の保護）

1. 本会員は、会員相互の利益を尊重し、不当に侵害してはならない。
2. 他の会員の利益を侵害し本会の理事会において、侵害行為と認められたときは、侵害した会員はその損害につき全額弁償しなければならない。

第10条（会員の資格喪失）

会員が次のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 本会の定める期限内に会員更新手続きを行わなかった時
3. 本会員が成年被後見人、被保佐人となった時
4. 本会員が死亡、または失踪宣告を受けたとき

第11条（退会）

本会員は退会届を理事会へ提出して、任意に退会することができる。

第12条（再入会）

再入会手続を行うことにより本会へ再入会することが出来る。
再入会規定は別に定める。

第13条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において3分の2以上の議決にもとづき除名することができる。

1. 本会の規約に違反したとき
2. 本会及び他の会員に対して、あらゆる利益侵害行為または損害を与える行為を行った場合。
3. 本会の名誉、信用を毀損したとき

第14条（会員資格の喪失に伴う処理）

- 1、本会員の資格を喪失した者は、本会員であることを表示する白衣、証書、名刺等その他一切の物品を直ちに廃棄し、当会の名称を一切使用することはできない。
- 2、会員資格を喪失した者は、第三者に手技療法を施すことはできない。万一トラブルが発生したときは自己の責任と費用をもって処理しなければならない。

第15条（会員資格の停止）

理事会の判断により、会員として相応しくないと認められた会員に対し、会員資格の停止期間を設けることができる。

第16条（規約の変更・追加・削除）

本一般社団法人KCS会員規約の変更は、本会の理事会の決議をもって行う。

〈附則〉

この規約は、平成26年4月1日から施行する。